

愛媛県畜舎建築利用計画認定等に関する要綱

制 定 令和4年10月11日4畜第678号
一部改正 令和4年12月23日4畜第923号
一部改正 令和5年5月22日5畜第297号

(趣旨)

第1条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）の施行については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「主務省令」という。）、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省令第69号）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第15号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年愛媛県規則第24号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 畜舎建築利用計画認定 法第3条第1項の規定による畜舎建築利用計画の認定をいう。
- (2) 畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査 畜舎建築利用計画認定に係る法第3条第3項第4号に掲げる技術基準及び主務省令第69条で定める規定に関する適合性審査をいう。
- (3) 畜舎建築利用計画変更認定 法第4条第1項の規定による畜舎建築利用計画の変更認定をいう。
- (4) 畜舎建築利用計画変更認定に係る技術的審査 畜舎建築利用計画変更認定に係る法第3条第3項第4号に掲げる技術基準及び主務省令第69条で定める規定に関する適合性審査をいう。
- (5) 畜舎建築利用計画軽微な変更届出 法第4条第2項の規定による畜舎建築利用計画の軽微な変更届出をいう。
- (6) 畜舎建築利用計画軽微な変更届出に係る該当証明 主務省令第73条第1項第3号に規定する畜舎等の敷地、構造及び建築設備に係る軽微な変更であつて、変更後も畜舎建築利用計画軽微な変更届出に係る畜舎建築利用計画が法第3条第3項第4号に掲げる技術基準及び主務省令第69条で定める規定に適合することが明らかな変更該当する旨の証明をいう。
- (7) 仮使用認定 法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定をいう。

- (8) 仮使用認定に係る技術的審査 仮使用認定に係る安全上、防火上及び避難上の支障の有無に関する審査をいう。
- (9) 審査機関等 主務省令第 67 条の規定に基づき、知事が畜舎建築利用計画認定又は畜舎建築利用計画変更認定に係る審査の事務（法第 3 条第 3 項第 4 号（法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の全部又は一部を行わせることとした者をいう。

（審査機関等による畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査）

第 3 条 畜舎建築利用計画認定の申請をしようとする者は、審査機関等による畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査の全部又は一部を受けることができる。

- 2 知事は、主務省令第 64 条第 1 項に規定する畜舎建築利用計画の認定申請書の提出があった場合において、当該申請書に、審査機関等が交付する法第 3 条第 3 項第 4 号の規定の全部又は一部が適合していることを証明する書類（以下「畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査適合証」という。）が添付されているときは、同号の規定（証明に係る部分に限る。）に適合しているものとみなすことができる。

（畜舎建築利用計画認定の申請における添付図書等）

第 4 条 主務省令第 64 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書（様式第 1 号）（特例畜舎等に限る。）
- (2) 畜舎建築利用計画認定の申請に係る畜舎等（特例畜舎等を除く。）の工事施工地又は所在地を管轄する消防（局）本部が定める消防同意事務に係る規程等において提出を求められる書類がある場合にあつては、当該書類
- (3) 審査機関等による畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査の全部又は一部を受けた場合にあつては、当該審査機関等が交付する畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査適合証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書等

（審査機関等による畜舎建築利用計画変更認定に係る技術的審査）

第 5 条 畜舎建築利用計画変更認定の申請をしようとする者は、畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査適合証の交付を受けた審査機関等による畜舎建築利用計画変更認定に係る技術的審査の全部又は一部を受けることができる。

- 2 知事は、主務省令第 72 条第 1 項に規定する畜舎建築利用計画の変更認定申請書の提出があった場合において、当該申請書に、審査機関等が交付する法第 3 条第 3 項第 4 号の規定の全部又は一部が適合していることを証明する書類（以下「畜舎建築利用計画変更認定に係る技術的審査適合証」という。）が添付されているときは、同号の規定（証明に係る部分に限る。）に適合しているものとみなすことができる。

(畜舎建築利用計画変更認定の申請における添付図書等)

第6条 畜舎建築利用計画変更認定の申請をしようとする者は、主務省令第72条第1項に規定する畜舎建築利用計画の変更認定申請書に次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 第4条第1号に掲げる誓約書(様式第1号)(特例畜舎等に限る。)
- (2) 畜舎建築利用計画変更認定の申請に係る畜舎等(特例畜舎等を除く。)の工事施工地又は所在地を管轄する消防(局)本部が定める消防同意事務に係る規程等において提出を求められる書類がある場合にあつては、当該書類
- (3) 審査機関等による畜舎建築利用計画変更認定に係る技術的審査の全部又は一部を受けた場合にあつては、当該審査機関等が交付する畜舎建築利用計画変更認定に係る技術的審査適合証

(審査機関等による畜舎建築利用計画軽微な変更届出に係る該当証明)

第7条 畜舎建築利用計画軽微な変更届出をしようとする者は、畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査適合証又は畜舎建築利用計画変更認定に係る技術的審査適合証の交付を受けた審査機関等による畜舎建築利用計画軽微な変更届出に係る該当証明を受けることができる。

- 2 知事は、省令第73条第2項に規定する畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書の提出があつた場合において、当該届出書に、審査機関等が交付する畜舎建築利用計画軽微な変更届出に係る該当証明書が添付されているときは、畜舎建築利用計画軽微な変更届出に係る変更が軽微な変更該当しているものとみなすことができる。

(畜舎建築利用計画軽微な変更届出における添付図書等)

第8条 畜舎建築利用計画軽微な変更届出をしようとする者は、審査機関等による畜舎建築利用計画軽微な変更届出に係る該当証明を受けた場合にあつては、当該審査機関等が交付する畜舎建築利用計画軽微な変更届出に係る該当証明書を主務省令第73条第2項に規定する畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書に添付するものとする。

(審査機関等による仮使用認定に係る技術的審査)

第9条 仮使用認定の申請をしようとする者は、畜舎建築利用計画認定に係る技術的審査適合証又は畜舎建築利用計画変更認定に係る技術的審査適合証の交付を受けた審査機関等による仮使用認定に係る技術的審査を受けることができる。

- 2 知事は、主務省令第76条第1項に規定する仮使用認定申請書の提出があつた場合において、当該申請書に、審査機関等が交付する安全上、防火上及び避難上の支障がないことを証明する書類(以下「仮使用認定に係る技術的審査適合証」という。)が添付されているときは、支障がないものとみなすことができる。

(仮使用認定の申請における添付図書等)

第 10 条 主務省令第 76 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 仮使用認定の申請に係る畜舎等（特例畜舎等を除く。）の工事施工地又は所在地を管轄する消防（局）本部が定める消防同意事務に係る規程等において提出を求められる書類がある場合にあっては、当該書類
- (2) 審査機関等による仮使用認定に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該審査機関等が交付する仮使用認定に係る技術的審査適合証
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書等

(申請の取り下げ)

第 11 条 畜舎建築利用計画認定、畜舎建築利用計画変更認定、仮使用認定、法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による認可又は主務省令第 48 条第 2 項の規定による認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ申出書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第 12 条 知事は、法第 16 条第 2 項の規定により畜舎建築利用計画認定を取り消すときは、その理由を付して、畜舎建築利用計画認定取消通知書（様式第 3 号）により、当該認定を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 23 日付け 4 畜第 923 号）

この要綱は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 22 日付け 5 畜第 297 号）

この要綱は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。